

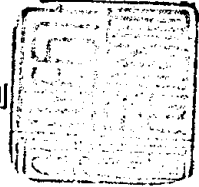
広下経第42号

平成21年10月28日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利

(下水道局経営企画課)



平成20年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への対応結果
について (通知)

このことについて、別紙のとおり対応したので通知します。



監査対象 広島市の施設管理について

項 目 2 下水道施設

主管課 下水道局管理部西部水資源再生センター

意見の要旨

(1) 広島市の下水道事業の民間委託について

ア 設計価格の検討

入札に参加した5社の入札価格はすべて予定価格以下であるが、落札者は予定価格より5億円以上低い価格で契約している。

他の参加グループに対し、現在の受託者は新規参入として受注意欲が高いものと考えられているが、市の価格見積りにさらに改善の余地があるのかなどについて分析検討の上、次回の契約への対応が望まれる。

イ 契約方法の検討

包括的民間委託における契約期間は3年としているが、事業の内容からして3年間で事業者の創意工夫や技術力の発揮を期待できるのか疑問であり、次回以降については、契約期間の妥当性の再検討が必要であると思われる。

現在の契約は、平成21年3月末で契約期間満了となる。

その際受託者の過去3年間の実績評価は公平性の観点から次回選定に反映されないとされているが、実績を反映させる技術評価方法の検討が望まれる。

対応結果

(1) 広島市の下水道事業の民間委託について

ア 設計価格の検討

平成21年度(2009年度)から委託する第2回目の包括的民間委託の設計価格は、現受託者の履行実績の内容を検討・分析し、清掃業務・樹木管理業務等の複数年契約化や保守管理業務の人員配置の見直しなど業務の効率化を図り、消化ガス発電設備の年間定期修繕業務などを追加したことによる増額分を除き、約2億円の削減を行った。

イ 契約方法の検討

契約期間については、民間の創意工夫や技術力を引き出す投資環境を整えるため、第1回目に比べて延長する方向で検討した。

しかし、西部水資源再生センター内に建設される下水汚泥燃料化施設が平成24年(2012年)4月に稼働する予定で、この燃料化施設の稼働により同センター全体の運転方法を変更し、維持管理業務の大幅な見直しが必要となるため、第2回目の契約期間については平成24年(2012年)3月末までの3年間としたものである。

第3回目以降の契約期間については、大幅な事業計画の見直しがなければ、事業者の創意工夫や技術力がさらに発揮できるよう3年を超えた契約年数を設定する。

また、当該契約は、WTO政府調達協定が適用される契約である。当該契約には、入札参加者の選定に当たって、国内外の参加者を公平に取り扱うことが強く求められてい

る。このため、当該業務の受託者の実績を次回の選定に反映するような方法については、協定の趣旨に反するおそれがあることから、その導入については考えていない。

監査対象 広島市の施設管理について

項目 2 下水道施設

下水道局施設部管路課

主管課 環境局業務部業務第二課

意見の要旨

(2) 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性

ア 合併処理浄化槽

市街化区域外の生活排水対策では、効率的・効果的な整備や早期の普及促進を図るため、集合処理（特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設）及び個別処理（市営浄化槽）で整備する地域を区分している。

しかし、集合処理で整備する区域には、団地などで民間の組合が管理している大型浄化槽があり、万一の故障或いは災害時などに施設の運転に支障が生じることが懸念される。そのため、この大型浄化槽廃止に向けて早期に汚水幹線整備を行うとともに、廃止するまでの間リスクの管理をどうするかなど、公的関与の範囲・方法について検討すべきと考える。

対応結果

(2) 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性

ア 合併処理浄化槽

団地浄化槽などの大型浄化槽は、大規模災害時のリスク低減や維持管理コストの縮減のため、早期に汚水幹線整備を行い下水の終末処理施設へ直結する計画としている。

汚水幹線接続までの間に団地浄化槽に事故が発生し、汚水処理を停止せざるを得ない状況となった場合、本市は、バキューム車により汚水又は汚泥の受け入れが可能な最寄りの汚水処理施設等まで収集、運搬するなどの対応を浄化槽汚泥収集運搬業者に要請することができる。

なお、浄化槽汚泥収集運搬業者には、その一般廃棄物処理業の許可条件として、災害時等の緊急時には本市からの作業要請に全面的に協力することを義務付けている。